

本号で公布された条例のあらまし

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉
県条例第五十号）（文書課）

一 趣旨

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例を整備するもの

二 内容

- (一) 既存の三十四条例中の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正
- (二) 経過措置を規定

三 施行期日

令和七年六月一日